

## 水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、水洗化困難箇所において、くみ取便所から水洗便所に改造し、又は既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続するためにポンプ施設等を設置する工事を行う者及び既設のポンプ施設等を交換する工事を行う者に対し、市が予算の範囲内で、水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、水洗便所の普及を促進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水洗化困難箇所 下水道法（以下「法」という。）第2条第8号に規定する処理区域内（特定環境保全公共下水道事業により設置する公共下水道の処理区域を除く。）において、管理者が、地形上の理由から自然流下により公共下水道に汚水を排除することができず、ポンプ施設等を設置する必要があると認めた箇所をいう。
- (2) ポンプ施設等 汚水を公共下水道に排除するために道路等（通路を含む。）に設置する施設（ポンプ槽流入管、圧送管、ポンプ槽接続ます、ポンプ槽及びポンプ並びに電気設備等）をいう。

### (交付の対象)

第3条 助成金は、次に掲げる要件を備える者（国、地方公共団体その他法人を除く。）に対して交付する。

- (1) 水洗化困難箇所において、ポンプ施設等を新たに設置し、又は既設のポンプ施設等（適切に維持管理されているものに限る。以下「既設ポンプ施設等」という。）を交換する者
- (2) ポンプ施設等を新たに設置し、又は既設ポンプ施設等を交換する土地及び建築物の所有者の承諾を得た者

### (助成金の額)

第4条 ポンプ施設等を新たに設置する場合の助成金の額は、ポンプ施設等の設置に係る工事の費用（路面復旧費を含む。）の額に、次の各号に掲げる区分に

応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 1の建築物を対象としてポンプ施設等を新たに設置する場合

100分の75

(2) 2以上の建築物を対象としてポンプ施設等を新たに設置する場合

次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる割合を乗じて得た額を合算した額

ア ポンプ槽接続ます、ポンプ槽流入管及び圧送管の設置

100分の100

イ ポンプ槽、ポンプ及び電気設備等の設置

100分の75

2 既設ポンプ施設等を交換する場合の助成金の額は、交換に要する費用の額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 既設ポンプ施設等を設置し、又は交換した日から起算して8年が経過した日以降に既設ポンプ施設等を交換する場合

100分の100

(2) 既設ポンプ施設等を設置し、又は交換した日から起算して8年が経過する日までに既設ポンプ施設等を交換する場合

100分の50

3 京都市水洗便所築造工事資金貸付規程第2条第1項又は第3項に規定する工事は、本要綱の助成対象としない。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が2以上ある場合においては、当該者のうちから代表者を定めるものとし、交付の申請は当該代表者がするものとする。

2 ポンプ施設等を新たに設置し、又は既設ポンプ施設等を交換する場合における条例第9条に規定する市長等が定める期日は、工事着手の前日とする。

3 前項の場合における条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金交付申請書（設置）（第1号様式）又は水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金交付申請書（交換）（第2号様式）とする。

4 第2項の場合における条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 代理人（第1項に規定する代表者を除く。）が交付の請求をする場合における当該代理人への委任状（第3号様式）

- (2) 誓約書（第４号様式）
- (3) 申請者（２以上ある場合にあっては全員。）の住民票の写し及び納税証明書（本市の市府民税に係る納税証明書）
- (4) 排水設備工事確認申請書
- (5) 設計書及び工事代金の見積書の写し
- (6) その他管理者が必要と認める書類

（標準処理期間）

第６条 条例第１０条に規定する決定は、申請書が事務所に到達した日から起算して２０日以内にしなければならない。

（交付決定の通知）

第７条 条例第１２条第１項に規定する文書は、水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金交付決定通知書（第５号様式）とする。

２ 条例第１２条第２項に規定する文書は、水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金不交付決定通知書（第６号様式）とする。

（ポンプ施設等の施工）

第８条 前条の規定により助成金の交付の決定通知を受けたときは、申請者は、遅滞なく当該ポンプ施設等の設置又は交換の工事（以下「ポンプ施設等工事」という。）を行わなければならない。

２ 申請者は、ポンプ施設等工事の施工については、特殊な工事を除き、京都市公共下水道事業条例第５条第２項に規定する京都市指定下水道工事業者に行わせなければならない。

（工事変更等の届出）

第９条 申請者は、助成金交付の決定後、ポンプ施設等工事を変更（管理者が軽微な変更として認めたものを除く。）し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

（実績報告及び検査）

第１０条 条例第１８条第１項に規定する報告書は、工事完成届とする。

２ 条例第１８条第１項に規定する市長等が定める書類は、工事費精算書及び工事写真とする。

（交付額の決定等）

第 11 条 条例第 19 条に規定するその他の方法は、京都市公共下水道事業条例第 5 条第 3 項に規定する検査とする。

2 条例第 19 条の規定による通知は、水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金交付額決定通知書（第 7 号様式）により行うものとする。

（交付請求）

第 12 条 条例第 19 条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書を管理者に提出するものとする。

（ポンプ施設等の維持管理）

第 13 条 この要綱による助成金により設置し、又は交換したポンプ施設等については、当該助成金の申請者（第 5 条第 1 項の規定による申請をした者にあつては、その者全員とする。）がその責任と負担において維持管理しなければならない。

（実施の細則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、昭和 63 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に申請を受けたものから適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱による改正後の水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に第5条の規定による申請をした者について適用する。

(経過措置)

- 3 改正前の水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に第5条の規定による申請をした者について適用する。

(経過措置)

- 3 改正前の水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金交付申請書（設置）

受付第 号

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

申請者（代表者）

住所 京都市 区

氏名

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

|            |       |
|------------|-------|
| 設置場所       | 京都市 区 |
| 建築物<br>所有者 | 住所    |
|            | 氏名    |
| 土地所有者      | 住所    |
|            | 氏名    |
| 申請理由       |       |

添付書類

- 1 代理人が交付の請求をする場合における当該代理人への委任状（第3号様式）
- 2 誓約書（第4号様式）
- 3 申請者（2以上ある場合にあっては全員。）の住民票の写し及び納税証明書（本市の市府民税に係る納税証明書）
- 4 排水設備工事確認申請書
- 5 設計書及び工事代金の見積書の写し
- 6 その他管理者が必要と認める書類

(裏面)

申請者（２以上ある場合のみ。）

|   |     |       |
|---|-----|-------|
| 1 | 住 所 | 京都市 区 |
|   | 氏 名 |       |
| 2 | 住 所 | 京都市 区 |
|   | 氏 名 |       |
| 3 | 住 所 | 京都市 区 |
|   | 氏 名 |       |
| 4 | 住 所 | 京都市 区 |
|   | 氏 名 |       |
| 5 | 住 所 | 京都市 区 |
|   | 氏 名 |       |

第2号様式（第5条関係）

水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金交付申請書（交換）

受付第 号

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

申請者（代表者）

住所 京都市 区

氏名

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定に基づき、助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

|            |       |
|------------|-------|
| 設置場所       | 京都市 区 |
| 建築物<br>所有者 | 住所    |
|            | 氏名    |
| 土地所有者      | 住所    |
|            | 氏名    |
| 申請理由       |       |

添付書類

- 1 代理人が交付の請求をする場合における当該代理人への委任状（第3号様式）
- 2 誓約書（第4号様式）
- 3 申請者（2以上ある場合にあっては全員。）の住民票の写し及び納税証明書（本市の市府民税に係る納税証明書）
- 4 排水設備工事確認申請書
- 5 設計書及び工事代金の見積書の写し
- 6 その他管理者が必要と認める書類

(裏面)

申請者（２以上ある場合のみ。）

|   |     |       |
|---|-----|-------|
| 1 | 住 所 | 京都市 区 |
|   | 氏 名 |       |
| 2 | 住 所 | 京都市 区 |
|   | 氏 名 |       |
| 3 | 住 所 | 京都市 区 |
|   | 氏 名 |       |
| 4 | 住 所 | 京都市 区 |
|   | 氏 名 |       |
| 5 | 住 所 | 京都市 区 |
|   | 氏 名 |       |

第3号様式（第5条関係）

# 委 任 状

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

委任者 住所

氏名

次の者を私の代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者 住所

氏名

記

京都市 区 における水洗化困難  
箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金の請求及び受領に関する一切の権限

第4号様式（第5条関係）

誓約書

年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

住所

氏名

下記施設に係る水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金の交付を受けるに当たり、次に掲げる事項について誓約します。

- 1 ポンプ施設等の設置と同時に便所の水洗化工事（くみ取便所から水洗便所に改造する工事、又は既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事）を行うこと
- 2 工事完了後の維持・管理及びポンプ作動のための諸経費等の負担については、助成金の交付を受けた当方が負うこと
- 3 ポンプ施設等を設置（交換）する土地及び建築物の所有者が申請者と異なる場合は、当該施設の設置（交換）について、土地及び建築物の所有者の承諾を得たうえで申請していること

記

|                     |       |
|---------------------|-------|
| ポンプ施設等の<br>設置（交換）場所 | 京都市 区 |
|---------------------|-------|

第5号様式（第7条関係）

水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金交付決定通知書

年 月 日

様

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日付けで申請のありました水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金の交付について、審査の結果、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

設 置 場 所 京都市 区

交付予定金額 金 円

支 払 期 日 検査合格後

（注）京都市補助金等の交付等に関する条例第22条又は第23条の規定に該当した場合は、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金を返還していただくことがあります。

第6号様式（第7条関係）

水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金不交付決定通知書

年 月 日

様

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日付けで申請のありました水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金の交付について、審査の結果、下記の理由により交付することができませんので通知します。

記

理 由

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第7号様式（第11条関係）

水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金交付額決定通知書

年 月 日

様

京都市公営企業管理者上下水道局長

年 月 日付けで申請のありました水洗化困難箇所ポンプ施設等設置交換工事費助成金の交付について、審査の結果、下記のとおり交付額を決定しましたので通知します。

記

設 置 場 所 京都市 区

交 付 額 金 円

（注） 京都市補助金等の交付等に関する条例第22条又は第23条の規定に該当した場合は、助成金の交付を取り消し、又は既に交付した助成金を返還していただくことがあります。

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市公営企業管理者上下水道局長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市公営企業管理者上下水道局長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市公営企業管理者上下水道局長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市公営企業管理者上下水道局長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。